

## ふるさと信州中野応援寄附金返礼品協力事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度を活用した中野市及び地元特産品等のPRにより、中野市への寄附を促進し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者に贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

### 2 協力事業者の要件

協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場・畑等の生産拠点のいずれかが中野市内にある企業、団体又は個人事業者であること。
- (2) 各種法令規則、条例に沿った生産・製造・販売又はサービスを行っていること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 返礼品の提供及び発送を自らの責任をもって行えること。
- (5) 市税の滞納、未申告等がないこと。

### 3 返礼品の要件

協力事業者が提供する返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条の基準に適合するものであること。
- (2) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定とするものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。
- (3) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるものであること。
- (4) 市又は市が委託した返礼品の取りまとめ事業者（以下「委託業者」という。）からの発注後、速やかに発送できるものであること。ただし、提供期間があらかじめ設定されているものについては、当該期間内に発送できるものであること。

### 4 返礼品の価格設定

返礼品の価格は、寄附金額の3割以下（消費税及び梱包料含む。送料除く。）で設定するものとする。なお、協力業者から価格があらかじめ示されているものについては、

市が当該価格に応じて寄附金額を定めるものとする。

#### 寄附額と返礼品額の設定例

寄附金額（例）	返礼品等の額（例）
10,000 円	3,000 円以内
20,000 円	6,000 円以内
30,000 円	9,000 円以内
50,000 円	15,000 円以内

### 5 協力事業者の業務

協力業者が行う業務等は次のとおりとする。

#### (1) 返礼品の発注及び発送業務

委託業者との連絡・調整により、返礼品を発送すること。なお、消費期限の短いもの、発送までに時間を要するもの等について、市又は委託業者から直接寄附者への連絡をお願いする必要があるので対応すること。

#### (2) 返礼品の精算業務

協力事業者による返礼品代金の請求は、委託業者が指定する方法により行うものとする。

#### (3) ポータルサイト、市が作成するパンフレット等に掲載する情報の提供

返礼品及び協力事業者の説明文作成並びにそれらの写真を提供するものとする。

#### (4) 苦情、問題等が生じた場合の対応

返礼品に関して苦情、問題等が生じた場合は、責任をもって対応し、解決に努めるとともに、その内容及び解決策等について、委託業者へ報告すること。

### 6 優先的に紹介する返礼品

次の返礼品については、カタログやポータルサイトでの掲載など、各種広報において、優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 寄附募集事業に関係性があるもの。
- (2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの。
- (3) 広報の効果を高めると考えられるもの。

### 7 協力事業者登録申し込み

協力事業者の登録を受けようとするものは、市又は委託業者から直接説明を受けるこ

とにより、協力事業者としての責務を理解した上で、「ふるさと信州中野応援寄附金返礼品協力事業者登録（変更）申込書（様式1）」を市へ提出することとする。

## 8 返礼品登録申し込み

返礼品の登録を受けようとするものは、次の区分により申し込むものとする。

ふるさとチョイス	ふるさと信州中野応援寄附金商品企画書（様式2）を提出することとする。	委託業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託業者に提出することとする。
au PAY ふるさと納税		
JRE MALLふるさと納税		
楽天ふるさと納税	委託業者が指定する方法により申し込むものとする。	
さとふる	委託業者が指定する方法により申し込むものとする。	
三越伊勢丹ふるさと納税	委託業者が指定する方法により申し込むものとする。	
ポケットマルシェふるさと納税	委託業者が指定する方法により申し込むものとする。	
食べチョクふるさと納税	委託業者が指定する方法により申し込むものとする。	

## 9 協力事業者の取消し等

次の場合は、協力事業者の登録又は返礼品の取扱を停止する。

- (1) 協力事業者及び提供する返礼品が、要件に該当しないことが発覚した場合。
- (2) 返礼品の品質等に対し、寄附者から苦情が寄せられ、協力事業者の責任が重いと市が判断した場合。
- (3) 返礼品として登録された日から1年以上注文がなく、市が取消しすることが適当と判断した場合。

## 10 登録の変更・中止・廃止及び返礼品の提供停止

協力事業者が登録内容を変更若しくは登録を中止・廃止するとき又は返礼品の提供の停止をする場合は、その旨についてEメールまたは文書で報告するものとする。この場合において、既に発注を受けている返礼品については、協力事業者の責任において適切に対応することとする。

## 11 その他

- (1) 1事業者あたりの返礼品の登録数は、10品目を目途とする。ただし、本市との協議

において、特に本市のふるさと納税のPR効果が高いと認められる場合は、これを超えて品目の追加を行うことができる。

(2) 寄附者の個人情報、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

この要領は、令和2年10月27日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

この要領は、令和3年8月3日から施行する。

この要領は、令和4年1月5日から施行する。

この要領は、令和5年9月5日から施行する。